

第 13 回 農業委員会総会 会議録

1 開 会	1
2 議 題	1
(1)議事録署名委員の決定について	1
(2) 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について	1
議案第 1 号	1
(3) 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について	3
議案第 2 号	3
(4) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定について	3
議案第 3 号	4
議案第 4 号	4
(5) 農用地利用集積計画に係る意見決定について	5
議案第 5 号	5
その他	6
3 閉 会	6

○ 出席者

会長	1 5 番	渡邊 浩正	
会員	1 番	関 光博	2 番 揚石 明
	3 番	佐藤 栄一	7 番 中山 敏克
	8 番	大野 文子	1 0 番 塚原 信一
	1 1 番	町野 位夫	1 2 番 渡辺 正明
	1 3 番	手塚 みち子	1 4 番 石塚 英好

日 時 令和 6 年 6 月 20 日 (火) 16 時 00 分
場 所 第一委員会室

1 開 会

○議長（渡邊 浩正） 本日は6番 福田 一紀 委員及び9番 桑原 雅子 委員から欠席届の提出がありましたので、本総会の出席委員は11名となります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

それでは、ただいまから第13回矢板市農業委員会総会を開催します。

（16：00）

2 議 題

(1) 議事録署名委員の決定について

○議長 会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りをいたします。

（議長一任）

それでは議長より指名いたします。13番 手塚 みち子委員、14番 石塚 英好委員を指名します。指名のとおり御異議ございませんか。

（なし）

ありがとうございます。

(2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 付議事件(2)、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について、議題に供します。

議案第1号

○議長 まず、議案第1号について事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班 2 班 班長、11 番 町野 位夫委員にお願いします。

○町野 位夫委員 本日、午前 9 時から、委員 4 名、事務局 2 名の計 6 名で、農地法第 3 条 1 件、同法 4 条 1 件、同法第 5 条 2 件、計 4 件の現地調査を実施いたしました。

詳細については、各当番委員が報告しますので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長 はい、ありがとうございます。現地調査の総括的な報告が終わりました。次に、議案第 1 号の現地調査の詳細な報告を、10 番 塚原 信一委員にお願いします。

○塚原 信一委員（申請地位置説明）

申請者は現在東京在住ですが、今後矢板市に移住する予定。配偶者は農業についてさとやま農学校にて勉強中。現地は、申請者の自宅に隣接しており、申請者は家庭菜園を予定しています。畑として使えるような状態でしたので、何ら問題ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 1 号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 他にないようですので、これより採決いたします。

議案第 1 号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(3) 農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 続いて、付議事件(3)農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議案第2号

それでは、次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

○事務局長(事務局説明)

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第2号の現地調査の詳細な報告を、3番 佐藤 栄一委員にお願いします。

○佐藤 栄一委員(申請地位置説明)

現地は今年の5月に駐車場として利用するための土地と宅地の分譲地として利用する土地として分筆されました。現地は除草して、駐車場として利用するため準備ができていた状態でした。現地は宅地に地続きになっている土地であるため、転用についてやむを得ないものと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第2号について、質疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 他にないようですので、これより採決いたします。

議案第2号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

(異議なしの声)

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

(4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について

○議長 続いて、付議事件(4)農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

る処分決定について議題に供します。

議案第 3 号

それでは、議案第 3 号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第 3 号の現地調査の詳細な報告を、3 番 佐藤 栄一委員に
お願いします。

○佐藤 栄一委員（申請地位置説明）

現地は、申請人が相続したが、管理できないために売り渡すこととなりました。

現地の用途地域は住居地域となっており、道路に囲まれ、上水道、排水等問題
なく、やむを得ないと見て参りました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第 3 号について、質
疑意見等を求めます。ございませんか。

○議長 他にないようですので、これより採決いたします。

議案第 3 号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたします。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

議案第 4 号

○議長 ここで、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項により、3 番 佐藤
栄一委員の退室を求めます。

○佐藤 栄一委員 退室

○議長 それでは、議案第 4 号について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明が終わりました。

○議長 次に、議案第4号の現地調査の詳細な報告を、13番 手塚 みち子委員にお願いします。

○手塚 みち子委員（申請地位置説明）

現地は数年前から耕作を行っておらず、草が生えている状態です。太陽光発電を設置することについて、周辺住民から設置の同意を得ているため問題ないと思われま。皆様。の慎重審議よろしくお。願。い。し。ま。す。

○議長 はい。委員の報告が終わりました。それでは、議案第4号について、質疑意見等を求めま。す。ご。ざ。い。ま。せ。ん。か。

○議長 他にないよう。です。ので、これより採決いたし。ま。す。

議案第4号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたし。ま。す。

（異議なしの声）

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたし。ま。す。

それでは、3番 佐藤 栄一委員の入室を認めま。す。

○佐藤 栄一委員 入室

（5）農用地利用集積計画に係る意見決定について

○議長 続いて、付議事件（5）農用地利用集積計画に係る意見決定について、議題に供し。ま。す。

議案第5号

○議長 次に、議案第5号について事務局の説明を求めま。す。

○事務局長（事務局説明）

○議長 事務局の説明がお。わ。り。ま。し。た。それでは、議案第5号について、質疑意見等を求めま。す。ご。ざ。い。ま。せ。ん。か。

○議長 ご。ざ。い。ま。せ。ん。か。ないようでしたら、これより採決いたし。ま。す。

議案第5号について、原案通り決定してよろしいか、お諮りをいたし。ま。す。

異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

その他

○議長 その他の事項について事務局の説明をお願いします。

○事務局 以下の内容について、来月の農業委員会総会で確認する旨を伝えた。

- ・令和7年度農地等利用最適化推進に関する意見及び県農業等施策並びに予算に関する要望の提出について
- ・令和6年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の参加について

3 閉 会

○議長 以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

令和6年6月20日

議長

渡邊 浩正

議事録署名員

千塚 みち子

議事録署名員

石塚 英好

